

(役員用)

誓 約 書

私は、古物営業法第 4 条に規定する

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は古物営業法第 31 条に規定する罪若しくは刑法第 247 条、第 254 条若しくは第 256 条第 2 項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた日から起算して 5 年を経過しない者
- 3 住居の定まらない者
- 4 古物営業法第 24 条の規定によりその古物営業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して 5 年を経過しない者（許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前 60 日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）
- 5 古物営業法第 24 条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該取消しをする日又は当該取消しをしないことを決定する日までの間に第 8 条第 1 項第 1 号の規定による許可証の返納をした者（その古物営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で、当該返納の日から起算して 5 年を経過しないもの

に該当しないことを誓約いたします。

平成 年 月 日

法人名

役職

住所

氏名

印

埼玉県公安委員会 殿